



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年12月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 安心生活支援ごごみ
- 3 代表者の氏名
細澤幸恵
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡小谷村大字中小谷丙3400番地2
- 5 定款に記載された目的

本法人は、高齢者や障害者及び児童をはじめ、全ての人々が生きがいのある生活が送れるようコミュニティ・ケアを目指し、自立支援・在宅介護・家事援助・子育て支援・生きがいづくりなどの事業を行い、それに関わる人材の育成をし、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
高木酒店篠ノ井店・アップルランドデリシア篠ノ井店
長野市篠ノ井御幣川字松島672ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱高木酒店
長野市大字稲葉日詰2777-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者の氏名	住 所
㈱高木酒店	代表取締役 高木 弘 昭	長野市大字稲葉日詰 2777-1
㈱アップルランド	代表取締役 瀧 澤 知 峰	松本市大字今井7155- 28

(変更後)

名 称	代表者の氏名	住 所
㈱高木酒店	代表取締役 高木 弘 昭	長野市大字稲葉日詰 2777-1
㈱アップルランド	代表取締役 瀧 澤 知 峰	松本市大字今井7155- 28
㈱セリア	代表取締役 河 合 宏 光	岐阜県大垣市外濑2- 38

- 4 変更した年月日
平成16年11月12日
- 5 届出年月日
平成16年12月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年12月20日から平成17年4月20日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供します。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
上田築地ファッションモール
上田市大字築地字堀ノ内150-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成16年8月9日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により上田市から聴取した意見の概要
 - (1) 東築地自治会長から、問題及び疑義が提起された場合は、設置者は速やかに話し合いを持ち、対等の立場で誠意を持って解決を図り、お互いに確認することとしたいとの意見が寄せられている。
この上田築地ファッションモール出店地東側一帯は、閑静な住宅街として長野県住宅供給公社が造成し、その後、住民の努力により良好な環境を保持してきた経過を踏まえ、設置者は責任者を決め、各種質問、疑義及び要望には、誠意をもって迅速に対応されたい。
 - (2) 設置者は、予測及び評価等について適切な修正を行うとともに、周辺地域の住民等への影響及び生活環境の保持に配慮した対策を十分検討し明示されたい。

来客自動車台数及び方向別台数の現状調査は、出店予定地が農地である現状のものであり、出店後は飛躍的に数値が変わる可能性がある。特に東側出入口⑤、⑥（大規模小売店舗立地法に基づく添付書類「建物配置図」（以下「建物配置図」という。参照））に接する市道は、現在近接する住宅地の住民の車両以外ほとんど交通量のない生活道路であり、出店後は交通量の増加が見込まれる。指針の規定に基づき、予測及び評価（大規模小売店舗立地法に基づく添付書類の5の駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項の(1)の年間の平均的な休業日のピーク1時間に予想される来客者等の自動車の方向別台数の算出中、駐車場出入口（別添建物配置図上⑤、⑥）の予測来台数（台）1台）を行っているが、その結果について根拠が不明確であるので明らかにされたい。

(3) 出店予定地の中央にある市道（建物配置図参照）は、バイパスと接続しているため、店舗出入口として来客が使用することができる状態である。そのため、出入口（建物配置図参照）として設置されていないその市道から車両が出入りすることで、駐車場内を通行する車両との事故が起きることが考えられる。については、設置者がこの市道の管理者に対し、店舗の出入口として来客に使用されることのないようその構造について対策を講じられたい。

(4) 東築地自治会長からは、使用を認められない意見が市に提出されているほか周辺住民からも同意見が寄せられている。

来客の駐車場利用可能時間後は暴走族等の溜まり場等にならないよう駐車場出入口を封鎖されたい。

(5) 当該小売4店舗の従業員用の駐車場として15台分確保しているが適切な駐車台数を確保されたい。

(6) 東築地自治会長から、東側出入口⑤、⑥（建物配置図参照）について使用を認められない意見が市に提出されているほか周辺住民からも同意見が寄せられている。

東側出入口⑤、⑥（建物配置図参照）については、生活道路に進入する車両により児童生徒の通学等周辺住民の安全を脅かす危険があるので、使用制限について考慮されたい。

また、上田市大字築地字堀之内153番1から同所155番5先までの道路について、届出書のとおり使用しないように配慮されたい。

(7) しまむら及びバースデイの店舗東側（建物配置図参照）には住宅が隣接しているため、音源となる室外機等の設置や光害には十分な配慮をされたい。

(8) 届出書に「近隣住民から騒音に対する苦情が発生した場合には、改善策を検討致します。」としているが、検討するだけでなく、「住民と十分協議のうえ改善策を実施する。」という対応をされたい。

(9) 外部拡声器等の設備による屋外放送は行わないように配慮されたい。

(10) 長野県屋外広告物条例の諸規定を遵守されたい。

(11) ポールサイン看板等の場合は高さを抑え、柱部分の塗装はこげ茶色や薄灰色など周囲の景観に配慮してください。

(12) 各店舗の外観や色使いについても、けばけばしいものを避け周囲の景観に調和したものとしてください。

5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要

- (1) 駐車場への車の出入りには、特に歩行者等に安全対策を
- (2) 通学路幅員狭く特に雪の場合に対し生徒の避ける場所困難
- (3) 廃棄物に対し、リサイクル等十分な配慮を
- (4) 防災については、十分な対策を実施するように
- (5) すべての発生する騒音に対し十分な対策を
- (6) 街並みづくりには、景観に対し十分な配慮を
- (7) すべての着手前に諸々の問題について業者と話をもちたい。(対等に)
- (8) 大型店舗建築により隣接住民十数軒は、直接、色々な影響を受けます。騒音、日陰そして駐車場使用による狭い生活道路の不便さ等々いろいろな影響が生じます。それらの問題を緩和する別の方法としては、築地バイパス側に建物を造り、住民側に迷惑がかからないようにして欲しいです。
- (9) 高さ6.5mの建物が住宅のブロック壁1mの間隔で建てられては日影と圧迫感に耐えられません。せめて3m位は離して欲しい。
- (10) 住宅の東側出入口の駐車は、道路が狭い為、生活道路として使用している住民としては非常に迷惑でトラブルが絶えないと思います。ましてや個人で作った橋（暗渠）を利用されてしまうのも納得出来ません。
- (11) 住宅に接近して建てた店舗の屋根に取り付けた室外機は絶対反対です。影響のない場所へ設置してください。
- (12) 室外機の設置位置については、騒音、水滴、温風などが、住宅への影響を及ぼさぬよう出来るだけ住宅から離してください。
- (13) 過去20年余りここに住んでいて南側の日当りの良さと遠くの山々や田圃を眺めて暮らして来たが、店舗建物が出来るとその壁面に圧迫感が感じられるので壁面だけの殺風景を強く嫌います。また、中央道路の水捌けを良くして下さい。住宅の方へ水が流れ込まないようにお願いします。
- (14) 隣接居住者への説明不足
- (15) 9月8日説明会（一方的）での意見質問に対する回答がない。
- (16) 開店後、交通、騒音の問題が生じて、現在の対応を見ると、配慮がなされるか非常に不安である。
- (17) 9月8日説明会で、店舗予定地の北側道路（幅員が非常に狭く歩行者とのすれ違いが困難）は、川辺小学校の通学路に指定されており、開店後交通量が増えると危険であるとの質問をしたが、その事項に関する回答が全く無い。幅員が現状のままであれば、一方通行、時間指定等（指定許可車両）の対策を講じる必要があると考える。
- (18) 暴走族の集合により爆音が発生し、近隣の居住者に多大な迷惑となります。閉店に合わせて閉鎖して頂きたい。
- (19) 店舗の空調機の排気による騒音や臭い、ほこりなど住民に被害を与えないように配慮してください。
- (20) 問題が生じた場合は、対等で話し合いをしてください。
- (21) 隣接する住民の意向を充分汲み取った建設をして欲しい。
- (22) 説明資料の3の建物配置図⑤、⑥の出入口は設置しないで欲しい。
- (23) 駐車場中央部道路A地点と北東の民家角B地点から（図示の車線部分への）車両進入を禁止として欲しい。
- (24) 駐車場の夜間閉鎖と防犯灯の設置をして欲しい。
- (25) 空調用室外機及び換気扇の排気は住宅に向けないで欲しい。
- (26) 外部拡声器は設置しないで欲しい。

- (27) 境界に構築物(塀、フェンス等)を設置しないで欲しい。
 (28) 自治会活動に積極的に参加をして欲しい。
 (29) 出店準備段階より出店後も、隣接する住民より問題、疑義が提起された場合は、速やかに話し合いの場を持ち、対等の立場で誠意を持って解決を図り、お互いに確認することとしたい。
- 6 意見書の縦覧の場所
 長野県商工部産業振興課及び長野県上小地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
 平成16年12月20日から平成17年1月20日まで

産業振興課

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 日時及び場所
 日時 平成17年1月31日(月)
 午前9時30分から午後5時15分まで
 場所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地
 長野県林業総合センター
- 2 講習科目及び時間
- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 種苗に関する法令 | 2時間 |
| (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 | 2時間 |
| (3) 種苗の生産技術に関する事項 | 2時間 |
- 3 受講手続
- (1) 提出書類
 生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申込書」という。)
- (2) 提出先
 住所地を管轄する地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、千曲市及び須坂市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)の林務課
- (3) 受付期限
 平成17年1月14日(金)
- (4) 手数料
 受講手数料(14,000円)は、長野県収入証紙により(受講申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。
- 4 講習修了証明書
 講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。
- 5 その他
 受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地方事務所の林務課に行うこと。

森林保全課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年12月20日

長野県立木曽病院長 宮坂 斉

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 エックス線テレビ装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
- (1) 名称 長野県立木曽病院
 (2) 所在地 木曽郡木曽福島町6613-4
- 3 落札を決定した日
 平成16年11月25日
- 4 落札者の名称及び所在地
- (1) 名称 株式会社自治体病院共済会
 (2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町3-27
- 5 落札金額
 67,882,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
 平成16年10月14日

医務課県立病院室